

第7節

郵便・信書便事業

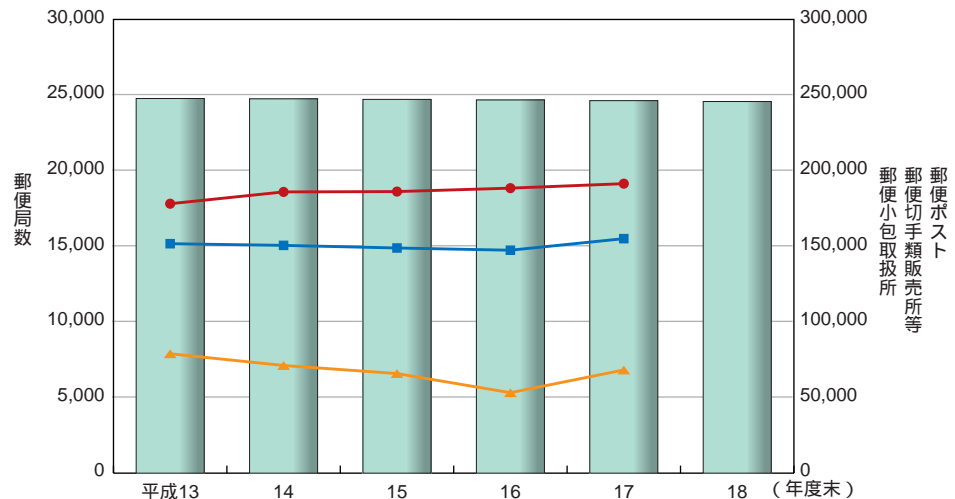
1 郵便局ネットワーク

平成18年度末における郵便局数は2万4,574局（対前年度末比0.2%減）となっている。

この内訳を見ると、普通郵便局が1,294局（同10局減）、特定郵便局が1万8,924局（同7局増）、簡易郵便局が4,356局（同54局減）となっている。また、

普通郵便局及び特定郵便局について、集配局と無集配局の別で見ると、集配局が3,661局（同1,034局減）、無集配局が1万6,557局（同1,031局増）となっている（図表2-7-1、2-7-2）。

図表2-7-1 郵便事業の関連施設数の推移



郵便局	24,773	24,752	24,715	24,678	24,631	24,574
郵便ポスト	178,160	185,966	186,200	188,458	191,423	-
郵便切手類販売所・印紙売りさばき所	151,722	150,617	148,889	147,410	155,069	-
郵便小包取扱所	78,939	71,194	65,850	53,209	68,225	-

平成18年度末の郵便ポスト、郵便切手類販売所・印紙売りさばき所及び郵便小包取扱所の数値は集計中

図表2-7-2 郵便局数の推移

年度末	平成13	14	15	16	17	18
普通郵便局	1,308	1,310	1,310	1,308	1,304	1,294
（うち）集配局	1,257	1,260	1,262	1,261	1,257	1,243
（うち）無集配局	51	50	48	47	47	51
特定郵便局	18,934	18,941	18,935	18,923	18,917	18,924
（うち）集配局	3,627	3,563	3,530	3,465	3,438	2,418
（うち）無集配局	15,307	15,378	15,405	15,458	15,479	16,506
簡易郵便局	4,531	4,501	4,470	4,447	4,410	4,356
合計	24,773	24,752	24,715	24,678	24,631	24,574

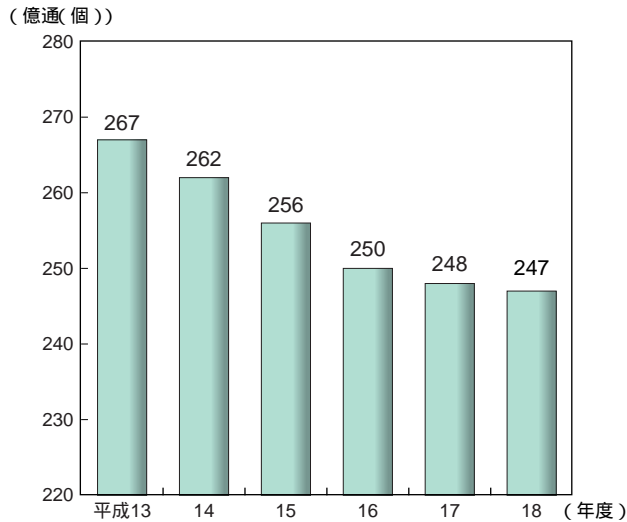
2 取扱郵便物数

平成18年度における総引受郵便物数（内国郵便物数及び国際郵便物数の合計）は246億7,724万通（個）（対前年度比0.6%減）となっている。

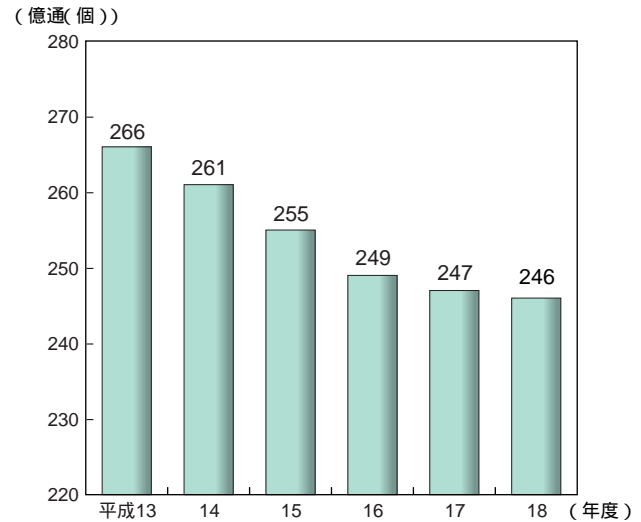
平成18年度における総引受郵便物数の内訳を見ると、内国郵便物数は、通常郵便物が222億8,417万通

（対前年度比1.7%減）と減少したものの、小包郵便物は23億1,741万個（同11.7%増）となっている。また、国際郵便物数は、引受郵便物数が、7,566万通（対前年度比2.4%減）、到着郵便物数が2億227万通（同4.1%減）となっている（図表2-7-3～6）。

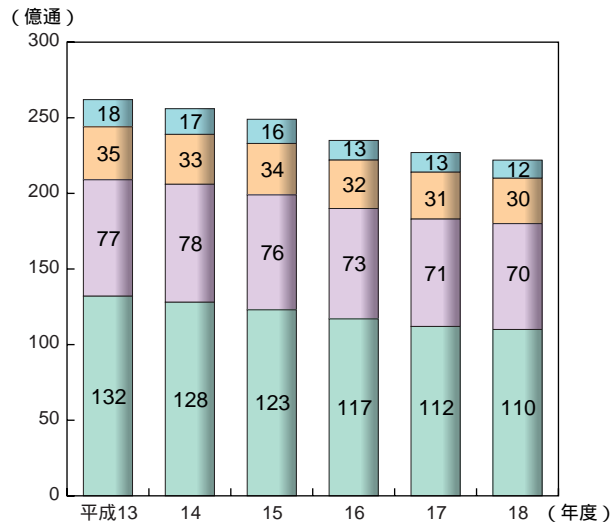
図表2-7-3 総引受郵便物数の推移



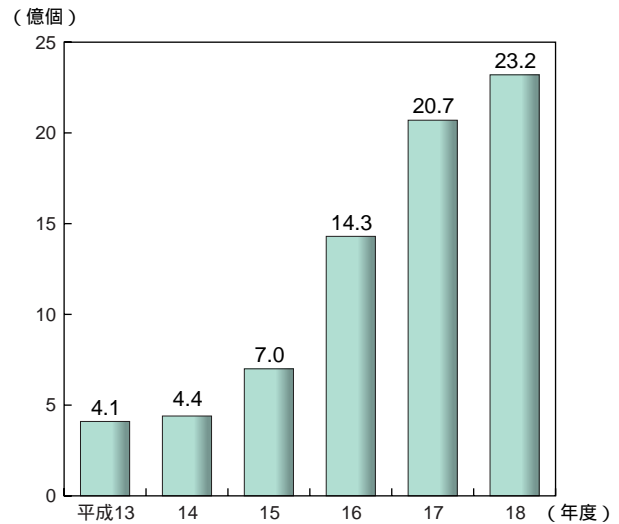
図表2-7-4 内国郵便物数の推移



図表2-7-5 内国の引受通常郵便物数の推移



図表2-7-6 引受小包郵便物数の推移



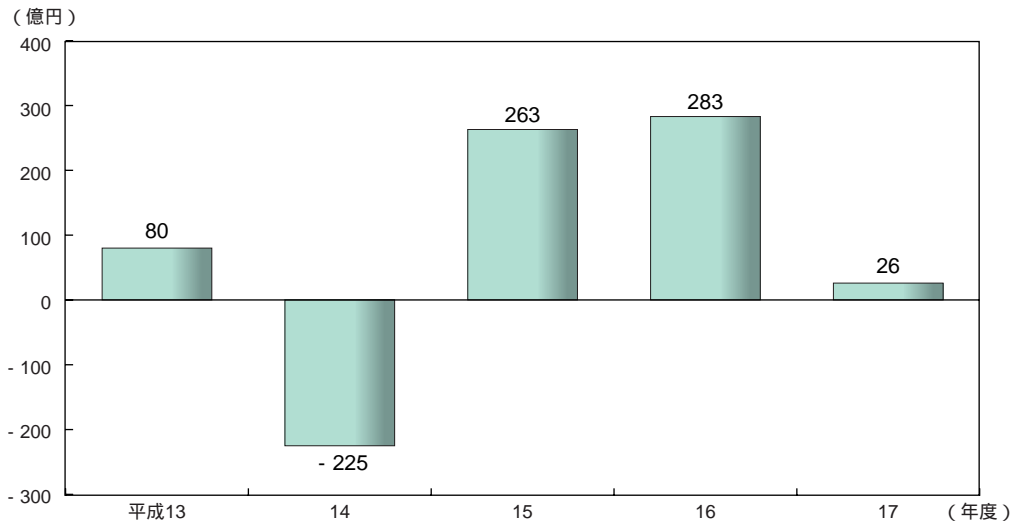
■ 第一種(封書) ■ 第二種(はがき) ■ 年賀(封書・はがき) ■ その他

第一種郵便物(封書)は、年賀封書を除く
 第二種郵便物(はがき)は、年賀はがきを除く
 その他は、第三種郵便物、第四種郵便物、選挙郵便物(はがき)及び特殊取扱の郵便物

3 郵便事業の財務状況

平成17年度の郵便事業の財務状況は、ICT化の進展や競争が激化する中において、調達コストの削減等の経費削減に努めたことにより、26億円の黒字を計上した（図表2-7-7）。

図表2-7-7 郵便事業損益（決算）の推移



郵政公社化に合わせ、企業会計原則に基づく会計処理に変更したことから、平成14年度以前の計数と平成15年度以降の計数の単純比較はできない

(単位: 億円) (参考)

科目	平成16年度	平成17年度
営業収益	19,248	19,090
営業原価	17,941	17,923
営業総利益	1,306	1,166
販売費及び一般管理費	998	1,019
営業利益	307	147
営業外収益	81	93
営業外費用	127	89
経常利益	262	151
特別利益	68	129
特別損失	47	254
当期純利益	283	26

科目	平成16年度	平成17年度
収益 (+ +)	19,398	19,312
費用 (+ + +)	19,115	19,285
当期純利益	283	26

上記金額には、消費税等を含んでいない

日本郵政公社「郵便2003」～「郵便2006」により作成

4 信書便事業

(1) 事業者数

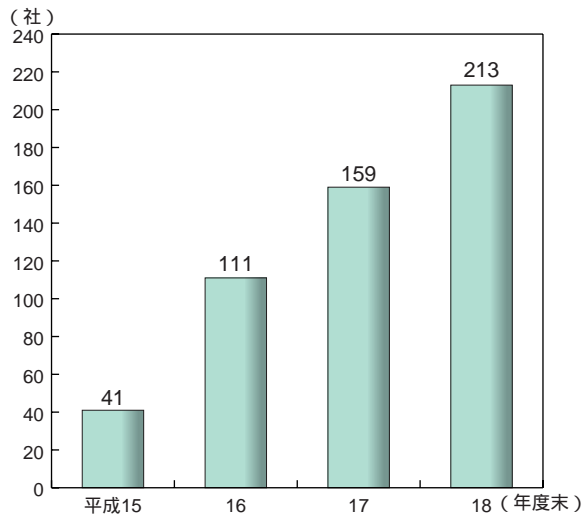
平成15年4月の民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）施行後、一般信書便事業¹への参入は行われていないものの、特定信書便事業²への参入は着実に増加しており、平成18年度末現

在で213社が参入している（図表2-7-8）。また、提供役務の種類別に見ると、1号役務への参入が比較的多く見られる（図表2-7-9）。

¹ 一般信書便役務を全国提供する条件で、すべての信書の送達が可能となる「全国全面参入型」の事業

² 創意工夫を凝らした高い付加価値を有するサービスを提供する「特定サービス型」の事業。特定信書便役務（1号～3号）のいずれかを満たす必要がある

図表2-7-8 特定信書便事業者数の推移



図表2-7-9 提供役務種類別・事業者数の推移

(単位:社)

	平成15年度末	16年度末	17年度末	18年度末
1号役務	22	80	132	176
2号役務	21	48	63	77
3号役務	15	48	73	101

- 複数役務を提供する事業者がいるため、参入事業者とは一致しない
- ・1号役務 長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達する役務
 - ・2号役務 信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達する役務
 - ・3号役務 国内において、その料金の額が1,000円を超える信書便物を送達する役務

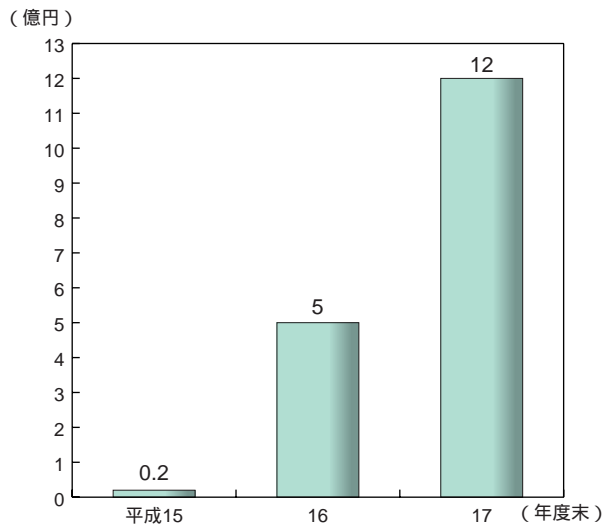
(2) 売上高

特定信書便事業者の売上高は着実に増加しており、平成17年度末で12億円となっている(図表2-7-10)。

(3) 取扱実績

平成17年度末の引受信書便物数は前年度の倍以上の245万通となっており、大幅な伸びを示している(図表2-7-11)。

図表2-7-10 信書便事業者の売上高の推移



図表2-7-11 引受信書便物数の推移

